

港区地域コミュニティ検討委員会からの報告及び区の実組（案）について

1 港区地域コミュニティ検討委員会の概要

- 区の地域特性を踏まえた地域コミュニティの在り方や支援制度等について検討し、区の支援制度をより効果的にすることを目的として、港区地域コミュニティ検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置
- 令和 7 年度は 6 回開催し、**町会・自治会が抱える課題に関連した 3 つのテーマを挙げて議論**
- 議論を通じて、区の地域コミュニティが抱える様々な課題が提起されたほか、町会・自治会等から寄せられた意見についても共有

2 検討委員会からの報告（概要）

テーマ 1：町会・自治会の設立要件について

(1) 現状と課題

- 一定の区域を単位とした町会・自治会（以下「地域の町会・自治会」という。）と、集合住宅等 1 棟以上を単位とした町会・自治会（以下「マンション自治会」という。）とで設立要件が異なり、地域の町会・自治会と比較して**マンション自治会は厳しい要件となっている。**

地域の町会・自治会	区域内の概ね 1 / 2 以上の世帯の加入
マンション自治会	3 / 4 以上の世帯の加入 ※501世帯以上の大規模マンションは375世帯以上の加入

⇒地域ぐるみのコミュニティを推進していることなどから、要件に違いを設けている。

- 特別区で設立要件に違いを設けている区は、港区以外にない。
- (2) 検討委員会での議論
- 区民の 9 割以上が集合住宅居住者という実態に対し、**現行制度は実態に合致していない。**
- 意欲のある区民にとって、**設立要件がハードルになってしまう懸念**がある。
- 最終的な目的は地域における顔の見える関係づくりであり、そのためには集合住宅単体でなく、**地域の町会・自治会との連携が不可欠**

(3) 検討委員会のまとめ

- マンション自治会の設立要件（3 / 4 以上の世帯加入）を緩和し、地域の町会・自治会と合わせ、「1 / 2 以上の世帯加入」とすることが望ましい。
- マンション自治会の設立に当たっては、地域の町会・自治会との連携・協力関係を維持するという視点を踏まえる必要がある。

テーマ 2：町会・自治会への補助金制度について

(1) 現状と課題

- 町会・自治会の日常活動を支える団体活動費補助金は、運営や事業全般に活用でき、**金額は会員数に応じて設定**している。
- 現行の会員数基準の算定方法には、次のような課題がある。

公平性の課題	地域全体に恩恵が及ぶ活動をしていても、補助金は会員数に基づいて算定されている。
活動実態の課題	活動の規模や頻度が補助金額に反映されない。
会員数報告の課題	会員数を管理し、区に報告する手続きが煩雑となっている。

- 他区では、港区と同様に会員数を基準とする方法以外に、区域内の住民数や活動実績を基準とする区がある。
- 近年の物価高騰により、**町会・自治会の財政的な負担が増加**している。

(2) 検討委員会での議論

- 区域内の他団体のサポートや災害時の避難所運営など、**町会・自治会が地域全体を面で支える活動を担っている**点を踏まえれば、**地域の住民数を根拠とする算定方法が合理的**
- 活動実績に応じて団体活動費補助金を算定した場合、町会・自治会の活動意欲の向上に寄与すると考えられるが、一方で、区では既に、活動実績を対象として**協働事業活動費補助金**※を交付している。

※地域で公益的な活動を行っている団体と協働で実施する事業への補助金

(3) 検討委員会のまとめ

- 現行の会員数による補助金算定から見直し、区域の住民数を基準とした算定が妥当。
- 補助金額は、近年の物価高騰を踏まえた増額を行う必要がある。

テーマ 3：町会・自治会からの独立に要する設立同意書の取扱いについて

(1) 現状と課題

- 既存の町会・自治会から新たな町会・自治会として独立する場合は、区として補助金交付団体を明確化し、地域の円満な関係を維持するため、**当該団体の了解（設立同意書）を必要**としている。
- 協議が整わない場合など、既存団体の優位性が独立の妨げになる懸念がある。
- 一方で、**同意や相談のない安易な独立は、地域の一体性・歴史を損なう懸念**がある。

(2) 検討委員会での議論

- 地域の円満な関係維持のために**当事者間の合意形成は必要**
- 当事者間の話し合いが円滑に進まないケースに対しては、区が状況把握に努め、相談に応じることや、ガイドラインの作成などが対応として考えられるが、一方で、区の積極的な介入は独立を推奨すると認識され、安易な独立を助長する懸念もある。

(3) 検討委員会のまとめ

- 設立同意の仕組みは継続
- 当事者間の調整がスムーズに進むよう、区の間取り方や設立同意書の書式なども検討する。

3 報告を受けた区の実組（案）

マンション自治会の設立要件の変更

- 港区町会等補助金交付要綱を一部改正し、マンション自治会の設立要件を、地域の町会・自治会と合わせ、「1 / 2 以上の世帯加入」に変更

適用開始（予定）：令和 8 年 4 月～

団体活動費補助金の増額

適用開始（予定）：令和 8 年 4 月～

- 物価高騰を踏まえ、団体活動費補助金を増額（予定）
- 団体活動費補助金の算定方法の見直し**
- 事業所会員の多い地域や境界が明確になっていない地域などに配慮した上で、会員数による算定から区域内の住民数をベースにした算定に変更
- 十分な周知期間を設け、令和 9 年度から適用

設立同意書の取扱い

- 区として、補助金交付団体を明確に確認する観点から、当事者間の合意形成を確認する設立同意の仕組みは維持